

新発田市コンベンション開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市においてコンベンションを開催するものに対し、予算の範囲内で新発田市コンベンション開催支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象コンベンション)

第2条 補助金の交付対象となるコンベンションは、次の各号のいずれにも該当するコンベンションとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 学会(学術研究の向上及び発展を図ること等を目的に科学者、研究者等により構成される団体が主体となって開催する当該団体の構成員を対象とした発表及び討論のための集会その他これに類するもの)

イ 大会・会議(各種の組織、団体等の構成員等が特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会その他これに類するもの)

ウ 競技会・コンクール(各種の組織、団体等の構成員等が特定の技術(職業、スポーツ、文化又は芸術の分野の技術に限る。)の向上及び発展のために行う集会その他これに類するもの)

エ 企業ミーティング(企業等が主催するその社員等を対象とした会議、研修会、セミナー、式典等の集会その他これに類するもの)

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 国際コンベンション(国外から参加者を募るもので、国外の参加者が30人以上のもの)

イ 全国コンベンション(全国から参加者を募るもので、新潟県外の参加者が30人以上のもの)

ウ ブロックコンベンション(新潟県を含む2以上の都道府県から参加者のあるもので、新潟県外の参加者が30人以上のもの)

- (3) 主たる会場が本市内であること。
- (4) 連続して2日以上の会期があること。
- (5) 国外又は県外の参加者のうち30名以上が市内に宿泊するものであること（この場合において、国外又は県外の参加者のうち200名以上が市内に宿泊するときは、2箇所以上の宿所に分かれて宿泊すること。）。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するコンベンションは補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 市から他の補助金、助成金等の交付を受けるもの
- (3) 営利を目的として開催するもの
- (4) 政治的又は宗教的な目的で開催するもの
- (5) 不特定多数の参加者から入場料等を徴収するもの
- (6) 当該年度において既に補助金の交付決定がされている主催者が開催するもの

（補助金の額）

第3条 国外又は県外参加者が100人以上の補助金の額は、次の表の第1欄に掲げるコンベンションごとに、同表の第2欄に掲げる会期に応じ、同表の第3欄に定める額とし、同表の第4欄に掲げる額又は当該コンベンションの開催に要する経費の3分の1の額のいずれか低い額を限度とし、千円未満を切り捨て交付する。

区 分	会期	補助金額	補助金額の 限度額
国際コンベンション	2日	国外からの参加者数に3,000円を乗じて 得た額	50万円
	3日	国外からの参加者数に4,000円を乗じて 得た額	

	4 日 以上	国外からの参加者数に 5,000 円を乗じて 得た額	
全国コンベンション	2 日	県外からの参加者数に 1,500 円を乗じて 得た額	50 万円
	3 日	県外からの参加者数に 2,000 円を乗じて 得た額	
	4 日 以上	県外からの参加者数に 2,500 円を乗じて 得た額	
ブロックコンベンション	2 日	県外からの参加者数に 500 円を乗じて得 た額	50 万円
	3 日	県外からの参加者数に 1,000 円を乗じて 得た額	
	4 日 以上	県外からの参加者数に 1,500 円を乗じて 得た額	

2 国外又は県外参加者が 30 人以上 100 人未満の補助金の額は、次の表の第 1 欄に掲げるコンベンションごとに、同表の第 2 欄に掲げる会期に応じ、同表の第 3 欄に定める額とし、同表の第 4 欄に掲げる額又は当該コンベンションの開催に要する経費の 3 分の 1 の額のいずれか低い額を限度とし、千円未満を切り捨て交付する。

区 分	会期	補助金額	補助金額の 限度額
国際コンベンション	2 日	国外からの参加者数に 3,000 円を乗じて 得た額	30 万円
	3 日	国外からの参加者数に 4,000 円を乗じて 得た額	
	4 日 以上	国外からの参加者数に 5,000 円を乗じて 得た額	

全国コンベンション	2日	県外からの参加者数に1,500円を乗じて 得た額	15万円
	3日	県外からの参加者数に2,000円を乗じて 得た額	
	4日 以上	県外からの参加者数に2,500円を乗じて 得た額	
ブロックコンベンション	2日	県外からの参加者数に500円を乗じて得 た額	5万円
	3日	県外からの参加者数に1,000円を乗じて 得た額	
	4日 以上	県外からの参加者数に1,500円を乗じて 得た額	

3 第1項又は第2項の規定にかかわらず、市長が、特に必要と認めた場合は、別に補助金の額を定めることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、コンベンションの主催者が開催に要する以下のものとする。

- (1) 施設使用料、リース料
- (2) 広告宣伝、印刷製本
- (3) 委託費(会場設営、運営委託、催事委託等)
- (4) 講師等報償費
- (5) 諸経費(通信、運搬費、消耗品)
- (6) その他(開催にあたって必要と認められる経費)

(補助対象の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ、補助対象コンベンション認定申請書兼補助金交付申請書(別記第1号様式)に調査書(別記第2号様式)、事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添え

て、市長に提出し、補助金の交付対象の認定（以下「補助対象の認定」という。）を受けなければならない。

2 前項に規定する申請は、当該コンベンションの主催者に限り行うことができるものとする。

（補助対象の認定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、当該コンベンションが補助対象として適格性を有すると認めるときは、補助対象コンベンション認定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知し、補助対象として適格性を有すると認めないときは、その旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 補助対象の認定を受けた主催者（以下「認定主催者」という。）は、当該補助対象の認定を受けた後に、コンベンションの開催経費、国外又は県外参加者の数その他のコンベンション開催内容に著しい変更が生じたときは、速やかに補助対象コンベンション変更申請書（別記第4号様式）に事業計画書（変更後のもの）及び収支予算書（変更後のもの）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請があった場合は、その内容を審査の上、変更を承認したときは、その旨を当該認定主催者に通知するものとし、変更の内容が補助対象コンベンションに該当しないと認めるときは、補助対象の認定を取り消し、その旨及びその理由を当該認定主催者に通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第8条 認定主催者は、補助対象の認定を受けたコンベンションが終了したときは、速やかにコンベンション開催支援補助金交付申請兼実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定等)

第 9 条 市長は、前条の交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、コンベンション開催支援補助金確定通知書（別記第 6 号様式）により当該認定主催者に通知し、補助金を交付するものとする。ただし、審査により当該認定を受けたコンベンションが補助金交付対象コンベンションに該当しないものと認めるときは、その旨及びその理由を当該認定主催者に通知し、補助金を交付しないことができる。

(補助金の取消し及び返還)

第 10 条 市長は、認定主催者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、市長は、当該認定主催者に対し補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日改正）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 5 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。